

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士 福岡 則博、弁護士 尾崎 悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町 2 丁目 2 番 1 号ソリオ 3 (5 階)

TEL : 0797-87-5606 FAX : 0797-87-7160

HP : <https://www.fukuma-law.com/>

Mail : office@fukuma-law.com

執筆 : 弁護士 福岡 則博



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

自筆証書遺言書保管制度

- 1 「法務局における遺言書の保管等に関する法律」(略して「遺言書保管法」、以下「法」と言います)が平成 30 年 7 月に公布され、令和 2 年 7 月 10 日から施行されています。この法律により自筆証書遺言書について、法務局において保管が認められるようになり、これによって保管された自筆証書遺言書については、従来必要であった家庭裁判所における検認が不要となりました(法 11 条)。自筆証書遺言は、一人で作成できる手軽な方式の遺言ですが、反面、作成や保管について第三者の関与がないため、遺言者の死亡後、遺言書の真正や内容をめぐって紛争が生ずるリスクや遺言書の存在に気づかれないまま遺産分割が行われてしまうリスクがあります。そこで、この法律が制定され、法務局において遺言書保管官が遺言書を保管することになりました。以下、この制度について説明したいと思います。
- 2 遺言書の保管は、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者の所有する不動産の所在地を管轄する法務局で扱います。ただ、遺言者が作成した遺言書が現に遺言保管場所に保管されている場合には、2 通目以降の遺言者は、先の遺言書の保管場所において保管を申請する必要があります。閲覧請求する相続人等の負担や保管事務の複雑化を回避する趣旨です。
- 3 保管できる遺言書は、自筆証書遺言書であり、無封のものに限ります(法 1 条、4 条 1 項、2 項)。様式が定められており、A4 の用紙であることを要し、縦置き・横置き、縦書き・横書きいずれも可ですが、余白部分については、左は 20 ミリメートル以上、上と右は 5 ミリメートル以上、

下は 10 ミリメートル以上設ける必要があり、複数枚に亘るときはページ数を記載する必要があり、且つ、とじ合わせをしてはならないとされています(遺言書保管省令 9 条)。遺言は外国語で記載することも可能ですが、翻訳文の添付が必要です。

- 4 保管の申請は、遺言書を作成した本人が自ら保管所に出頭して行わなければなりません(法 4 条 6 項)。遺言者本人の出頭義務を課することにより、真正に成立していない遺言書や遺言者の意思に反する遺言書の保管申請を防ぐ趣旨です。

申請に際しては、遺言書とともに、遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍(外国人は国籍)及遺言者の戸籍の筆頭に記載された者の氏名を証明する書類(遺言者の本籍が記載された住民票の写し等)の添付が必要です。保管申請費用は、一件につき 3900 円とされています。

- 5 遺言書の保管が開始されると、遺言者に対し保管証が交付されます(遺言書保管省令 15 条 1 項)。遺言書は、これによって遺言の内容の秘密を保ったまま、遺言書を遺言保管場所に保管していることを相続人等に伝えることができます。この保管証は再発行されません。
- 6 法務局において、遺言書原本が保管されるとともに、その画像情報等が磁気ディスクで調製する遺言書保管ファイルに記録されて管理されます(法 6 条 1 項、7 条 2 項)。保管期間は遺言書については 50 年、情報の管理については 150 年とされています(遺言書保管政令 5 条 2 項)。
- 7 遺言者の生存中は、遺言者のみが遺言内容を確認することができ、遺言者以外のものは遺言書の推定相続人等であっても遺言の内容を確認することができません。

8 遺言者の死亡後、遺言書保管場所に遺言書が保管されていることをどのようにして知るかについては、次のような方法があります。

- ① 遺言者は、生存中に、自己の遺言書が遺言書保管場所に保管されていることを推定相続人等に適宜の方法により伝えておくことにより、関係者に知らせておくことができます。
- ② 遺言書保管官は、遺言書を保管するに当たり遺言者に保管証を交付していますので、遺品等の整理の過程で保管証の存在が確認されれば、遺言書保管場所における保管を知り得ることになります。
- ③ 遺言者の相続人等は、遺言者の死亡後であれば、自己を関係相続人等とする遺言書が遺言保管場所に保管されているか否かについて、遺言書保管事実証明書の交付を請求することにより、遺言書保管所における保管の有無を調べることができます（法 10 条 1 項）。
- ④ 遺言書保管官は、遺言者の死亡後に、遺言者の相続人等の請求により遺言書情報証明書の交付又は遺言書若しくは遺言書保管ファイルの記録の閲覧がされたときには、他の相続人等に遺言書を保管している旨を通知するものとされていることから（法 9 条 5 項）、ここから保管の事実が知らされることがあります。
- ⑤ 遺言者は遺言書の保管申請の際に、遺言者の死亡時に遺言者が指定する者に対し遺言書を保管している旨を通知することを申し出ることができ、この場合において遺言書保管者が遺言者の死亡の事実を確認したときは、その指定された者に通知するとされていることから、この指定をされた者はこの通知を受けることによって遺言書の保管を知ることができます。

以上